

2019年度海外留学支援制度（協定派遣）
ご担当者様

独立行政法人 日本学生支援機構
留学生事業部 海外留学支援課

危険情報レベル2以上の国・地域に派遣中又は一時帰国中の
2019年度海外留学支援制度（協定派遣）派遣学生に係る
2020年度継続分（4月以降）の取扱いについて

この度、新型コロナウイルス感染症の全世界への拡大による影響を受けて、3月25日（水）に世界全ての国が危険情報レベル2以上になったこと、航空便の減便・運休や現地の移動制限の実施等、現実的に帰国が困難となる者が多数発生する状況となったことを踏まえ、文部科学省の要請により、2019年度海外留学支援制度（協定派遣）派遣学生への支援について、下記のとおり取扱うこととなりましたのでお知らせいたします。

今回の措置は、緊急避難的に特例として実施するものであり、支給対象としてはそのような状況となった以降の4月以降（2020年度継続分）とし、遡及して適用されるものではないため、本取扱いは2019年度派遣学生の2020年2月・3月分には適用されません。

記

1. 派遣中の派遣学生

航空便の運休・減便の影響（費用の高騰を含む。）や現地の移動制限の実施（既に現地で新型コロナウイルスが蔓延しており、現地内での移動に感染のリスクが伴う場合も想定）等により、通常時に帰国する場合と比べて困難が伴う場合はレベル2以上であっても支援を継続

2. 一時帰国中の派遣学生

帰国後もオンライン等により派遣先大学等の学修を継続していることを派遣学生の在籍大学が確認できる場合は支援を継続

※単位互換・単位認定の仕組みがあるプログラムに限ります。

※一時帰国時点での派遣先の危険情報レベルは問いません。

※奨学金月額に係る地域区分は、帰国していても、派遣先大学等の所在地（都市）により決まります。

以上